

令和6年4月1日

公募公告

下記のとおり公告します。

記

当局においては、国有地の管理及び事業等に支障のない範囲で、駐車場、車両置場、資材置場、物置等の設置などの一時的な有償使用について、希望者を募集します。
なお、ご応募に関しては以下の点にご留意願います。

募集物件一覧 [※公募物件位置図](#)

NO.	所在地	物件の種別、数量		備考
1	小松市城南町 85-1 小松市城南町 85-2	土地	144.76 m ² 327.27 m ²	

- 応募される方は、本公告及び [「小松飛行場周辺における国有地\(防衛省所管\)の使用を希望される方へ\(別紙\)」](#)、[「使用手続きの流れと注意点\(付紙1\)」](#)、[「国有財産使用許可書の内容\(記載例\)\(付紙2\)」](#)(以下「使用案内」という)、をお読みいただき、各条項をご承諾の上、お申し込み下さい。
- この物件の使用については、現状での使用を原則として、堅固な建物、構築物は設置できません。この他にも使用条件がありますので、詳しくは「使用案内」をお読み下さい。
- 応募については、「使用案内」の応募資格をすべて満たす法人又は個人に限ります。なお、応募を受ける期間は、8.アの「応募の受付期間」に記載しております。
- 応募の受け付けは、[「国有財産使用許可要望書\(様式2\)」](#)、[「誓約書\(様式3-1\)」](#)及び[「役員名簿\(様式4\)」](#)を提出していただき、内容審査の上、使用許可申請者を決定します。但し、審査の結果により要件を満たす者が複数となった場合は抽選とします。
- 使用許可申請者に決定した場合は、速やかに[「国有財産使用許可申請書\(様式5\)」](#)を提出して下さい。なお、使用許可は関係機関の照会及び財務省協議終了後となりますので、照会・協議の結果、使用許可できない場合もあります。
- この物件の使用にあたり、本公告や「使用案内」の各条項に違背したとき、また、国でこの物件を必要とするときは、許可の取消をする場合があります。
- 使用料については、使用許可後、別途送付する納入告知書により一括して支払って下さい。

8. 応募の受付及び使用可能期間や使用条件等は、以下の項目に記載しておりますが、詳細については「使用案内」をご確認下さい。

ア 応募の受付期間は、令和6年4月1日（月）から令和6年4月12日（金）までの土・日曜日及び祝日を除く午前9時30分から午後5時まで（午前12時から午後1時を除く。）とします。

（郵送の場合は、令和6年4月15日（月）午後5時必着。）

なお、当該物件に対し複数の応募があり、内容審査の結果、審査要件を満たす者が複数となった場合は、小松防衛事務所において抽選を行います。（詳細は該当する者に連絡します。）

イ 使用可能期間は、令和6年7月1日以降の希望される日から、最長で令和11年3月31日までとなります。

公用・公共用として使用の必要のない場合、一度に限り更新が可能です。

ウ 更新後の使用期間が満了した後も引き続き使用の要望がある場合は、使用期間満了の2ヶ月前までに書面をもって申請して下さい。

エ 使用許可後、土地使用計画書に基づき、国有財産である樹木及び工作物（境界柵、境界標等）の一時撤去等を行う場合は、施工完了報告が必要です。

また、次項の原状回復の対象となりますのでご留意願います。

オ 使用期間の満了に伴い土地の返還を行なう場合は、使用期間内に原状回復し、[「国有財産原状回復・返還届（様式9）」](#)を提出後、担当官の確認を受けて下さい。

カ 使用料の額については、初年度は国有財産使用許可書、2年目以降は使用料改定にかかる通知文書に明記します。

キ 使用申請にあたっては、当局の指示に従い、地元町内会及び隣接地所有者等に説明を行って下さい。

また、使用開始後は、除草や樹木の剪定など適切な管理を行ってください。

ク 本公告にかかる資料の提出先（電子メール、郵送又は持参）及び物件に関する照会先

（土、日曜日及び祝日を除く午前9時30分から午後5時まで（午前12時から午後1時を除く。））

近畿中部防衛局 企画部 施設管理課 緑化対策係

電話：06-6945-4957

住所：〒540-0008 大阪府中央区大手前4-1-67

E-mail：kobo-kanri-kc@kinchu.rdb.mod.go.jp

「個人・民間に対する有償使用許可」
公募対象要望箇所案内図（令和6年7月開始予定分）



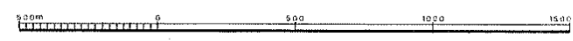
対象地：城南町85-1ほか1筆

小松市役所

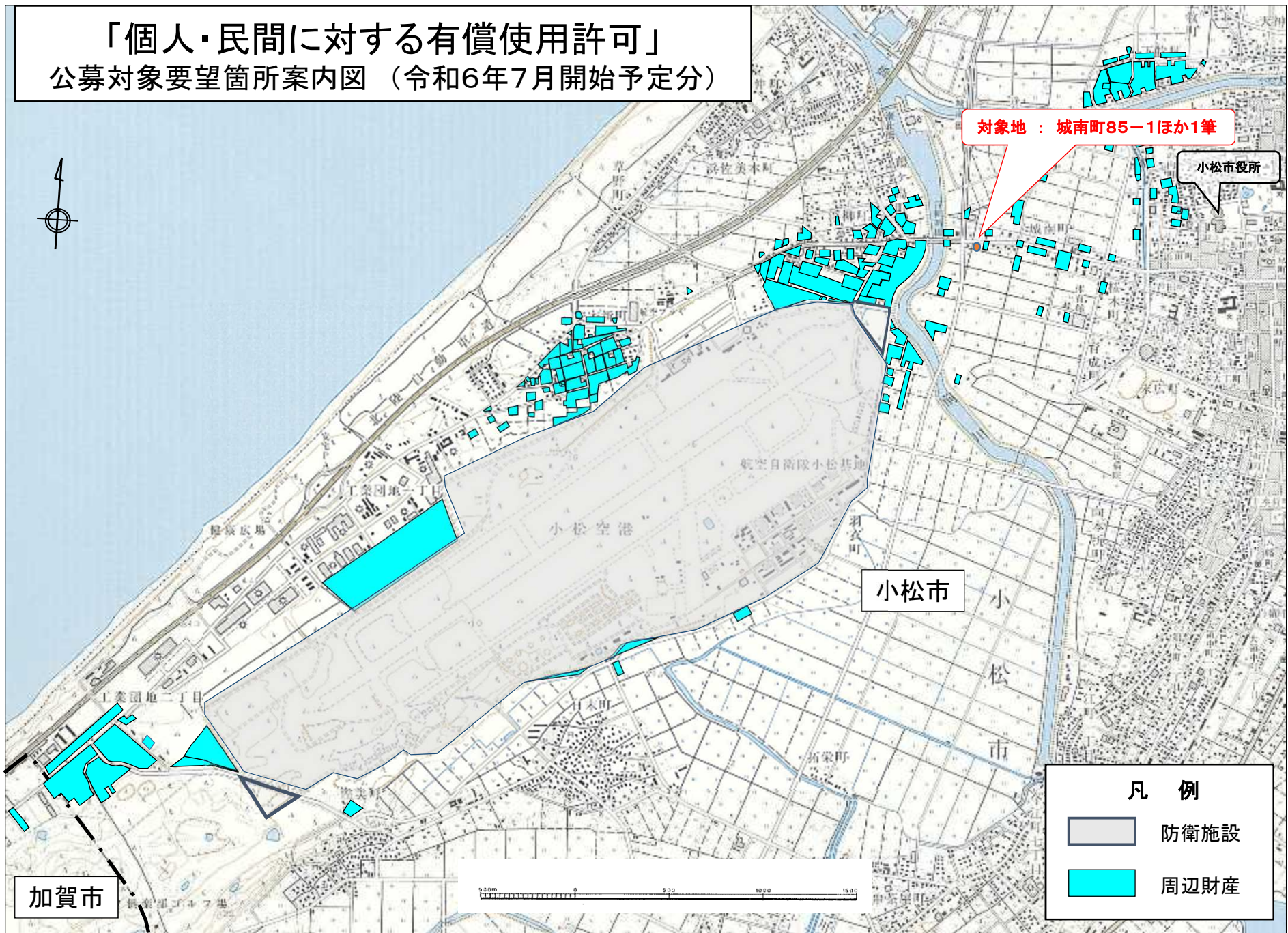
小松市

凡例

	防衛施設
	周辺財産



加賀市



小松飛行場周辺における国有地（防衛省所管）の使用を希望される方へ

近畿中部防衛局 企画部 施設管理課

防衛省近畿中部防衛局では、小松飛行場周辺に所在する国有地（防衛省所管）について、当該土地の行政目的を妨げない範囲で、駐車場、資材置場などの一時的な使用を有償で認めることとし使用希望者を募集しています。

具体的な要望のある方は、下記事項に留意の上、応募（使用計画の提案）をされるか、公募に参加してください。

○ 応募資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当する者でないこと。
（破産者で復権を得ていない者及び国との契約において不正な行為を行ったことのない者）
- (2) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更正手続開始の申立をしていない者又は申立をされていない者又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立をしていない者又は申立をされていない者であること。
- (3) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団員及び(4)から(7)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。
- (9) 応募資格の(3)から(8)については、現在及び将来的に当該要件に反することはない旨を誓約し、使用許可後に誓約が虚偽であることが判明し、又は(3)から(8)までの要件に反することとなった場合、当該使用許可の取消をされても異議を申し立てない旨を明記した「誓約書」を提出した者であること。
- (10) 物件を他の者に転貸しようとするときは、転借人も(1)から(9)の要件を満たすこと。

○ 応募方法

- (1) 下記問い合わせ先にご相談ください。
- (2) 担当者が要望の概要をお聞きした上で、土地使用計画書の様式を配布しますので、必要事項を記入して提出してください。
- (3) 使用手続きの流れと注意点は付紙1のとおりです。

○ 使用許可申請者の選定について

- (1) 提出された土地使用計画書を審査し、使用許可の前提条件に適合すると認められる場合は、公募の手続きに入ります。
- (2) 公募は、近畿中部防衛局ホームページ上で行います。公募に参加される場合は、公募で示される諸条件への承諾を前提に、所定の要望書、誓約書及び役員名簿を提出してください。（土地使用計画書の提出者も、要望書、誓約書及び役員名簿を提出の上、公募に参加いただきます。）
- (3) 公募への参加者が土地使用計画書の提出者のみの場合、当該者を使用許可申請者に決定します。使用許可の前提条件に適合すると認められる参加者が複数となった場合は、抽選により使用許可申請者を決定します。（土地使用計画書の提出者が使用許可申請者に選定されない可能性もあります。）
- (4) 使用許可申請者に選定された場合でも、上記応募資格の要件を満たさないことが判明した場

合、又、財務省協議によって同意が得られない場合は、使用許可ができないこととなります。

○ 使用許可期間

- (1) 使用許可期間は、原則として5年以内とします。
- (2) 使用期間満了に伴い土地等の返還を行う場合は、許可期間内に原状回復を行っていただきます。
- (3) この物件を公用・公共用として使用の必要のない場合、一度に限り更新が可能です。
- (4) 更新後の使用期間が満了した後も引き続き使用の要望がある場合は、使用期間満了の2ヶ月前までに書面をもって申請してください。
- (5) 国で使用許可物件を必要とするときは、許可の取消しをする場合があります。

○ 使用料について

- (1) 事前に概算使用料をお伝えしますが、あくまでも要望される際の目安です。
- (2) 実際の使用料については、使用許可申請をいただいたあと提示いたします。
- (3) 使用料については、減額措置等はありませんのでご注意ください。
- (4) 使用許可書発行後、当局が発行する納入告知書により、指定期日までに一括納入していただきます。

【使用許可についての注意事項】

以下に該当する事項がある場合は許可しない。

- ① 国の事務、事業の遂行に支障が生じるおそれがあると判断した場合。
- ② 国有財産の管理上支障が生じるおそれがあると判断した場合。
 - ・ 産業廃棄物、廃棄を目的とする砂利・土砂、廃材、薬品等の保管場所として使用し、土壤汚染のおそれがある。
 - ・ 国の管理する土地への進入に支障が生じるおそれがある。
 - ・ 営利活動等によって近隣住民と争いが生じ、当局に対する苦情が起こるおそれがある。
 - ・ 振動・騒音・悪臭の著しいもの。
 - ・ 防衛施設の運用に問題が生じるおそれがある。
- ③ 国有財産の公共性、公益性に反する以下の事項があると判断した場合。
 - ・ 公序良俗に反し、社会通念上不相当である。
 - ・ 特定の個人、団体、企業の活動を行政の中立性を阻害して支援することとなる。
 - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。)第2条第2項に規定する暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする事。
 - ・ 上記のほか、使用収益により公共性、公益性を損なうおそれがある。
- ④ プレハブなどの簡易なものを除き、堅固な建物、構築物等を設置する場合(原状回復が容易な利用に限る。)

その他、使用許可上の注意は、「国有財産使用許可書の内容(付紙2)」を参照してください。

○ 問い合わせ先

〒540-0008

大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館
防衛省 近畿中部防衛局 企画部 施設管理課 緑化対策係

Tel 06-6945-4957

使用手続きの流れと注意点

小松飛行場周辺における国有地（防衛省所管）の使用を希望される方へ

近畿中部防衛局

小松飛行場周辺において、防衛省で所有している国有地については、これまで公共を目的とした使用に限って地方公共団体等へ使用許可を行ってきました。

この度、土地の有効活用を図る観点から、買入れた土地の行政目的を妨げない範囲で、一定の条件のもと、個人・企業等への使用許可を行うこととしました。

国有地の使用を希望される場合は、以下のとおりの手続きになります。

国有地使用の要望

場所、用途、使用期間等をお聞きします。なお、用途によってはお貸しできない場合があります。また、国有財産の使用許可であるため、使用料については国で算定された金額になり、また国の事業都合により使用許可の取り消しがあることもご承知おきください。

※土地使用計画書（様式 1）を提出して下さい。

内容審査

要望事項について、当局で事前審査を行い、使用が可能と判断した場合は、公募を行います。

公募公告

物件、面積、使用可能期間の提示

要望書の提出

- ・公募内容について、要望と合致した場合には要望書（様式 2）・誓約書（様式 3-1）及び役員名簿（様式 4）（変更の都度、随時提出）を提出して下さい。（土地使用計画書（様式 1）の提出者も同様の書類を提出の上、公募に参加して下さい。）
- ・転貸する場合、転借人にかかる誓約書（様式 3-2）及び役員名簿（様式 4）も提出して下さい。

申請者の決定

要望書内容について審査のうえ許可申請書の申請者を決定します。なお、複数者から要望があり、審査の結果要件を満たす者が複数となった場合は抽選となります。

国有財産使用許可申請書の提出

公募の結果をお知らせしますので、申請者となられた方は国有財産使用許可申請書（様式 5）を提出して下さい。

警察への照会

暴力団又は暴力団員ではないこと、暴力団又は暴力団員と関係を有していないこと等について、必要に応じ、警察へ照会します。

財務省協議

- ・使用料及び使用許可開始予定時期については、この時点で申請者へご連絡いたします。但し使用料については、開始時期によって増減があります。
- ・財務省協議の結果、使用許可できない場合があります。

使用許可

- ・国有財産使用許可書の発出後、別途送付する納入告知書により 1 年分（年度途中の場合は、日割計算）を納付していただきます。
- ・使用許可後に使用物件の転貸を希望する場合は、当局に事前連絡のうえ、国有財産の転貸許可申請書、誓約書及び役員名簿を提出してください。転借人についても、必要に応じ、警察へ照会の上、国有財産の転貸許可書を発出します。

返還・更新

- ・使用許可期間は、原則として 5 年とします。
- ・使用期間の満了に伴い土地等の返還を行う場合は、国有財産原状回復・返還届（様式 9）を提出してください。
- ・公用・公共用として使用の必要のない場合、一度に限り更新が可能です。
- ・更新後の使用期間が満了した後も引き続き使用の要望がある場合は、使用期間満了の 2 ヶ月前までに書面をもって申請してください。
- ・但し、国有地の管理形態が変更となった場合、公用、公共用としての使用の必要性に関係無く、使用許可の取消を行い、更新は行いません。

※電子ファイルでの作成及び電子メールでの提出が可能。

国有財産使用許可書の内容（記載例）

（使用許可物件）

第 1 条 使用を許可する物件（以下「使用物件」という。）は、次のとおりとする。

口 座 名 :

所 在 :

区 分 : （公募する周辺財産の内容を記載します。）

数 量 :

使用部分 :

（ 2 前記の物件について、別添のとおり転貸を承認する。）

（指定する用途）

第 2 条 使用を許可された者（以下「使用者」という。）は、使用物件を〇〇〇の用に供しなければならない。

（使用許可期間）

第 3 条 使用を許可する期間（以下「使用期間」という。）は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までとする。ただし、使用期間の更新を受けようとするときは、使用期間の満了 2 月前までに、書面をもって部局長に申請しなければならない。

（使用料）

第 4 条 令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までの使用料は、〇〇円とする。

2 前項に規定する期間が終了した後の期間に係る使用料については、改めて部局長から通知する。なお、使用料は毎年度改定するものとし、改定の都度、当該年度分の使用料を部局長から通知する。

（使用料の納付）

第 5 条 前条第 1 項に定める使用料は、当局歳入徴収官の発する納入告知書により、指定期日までに納入しなければならない。

（使用料の改定）

第 6 条 部局長は、経済情勢の変動、国有財産関係法の改廃その他の事情の変更に基づいて特に必要があると認める場合には、使用料を改定することができる。

（延滞金）

第 7 条 指定期日までに使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、第 2 項に定める率で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

2 前項の延滞金利率は延滞起算日時点の国の債権の管理等に関する法律施行令第 29 条第 1 項本文に規定する財務大臣が定める率を定める告示（昭和 32 年大蔵省告示第 8 号）に定める率とする。

（物件保全義務等）

第 8 条 使用物件は、国有財産法第 18 条第 6 項に規定する制限の範囲内で使用させるものであり、使用者は、特に次に掲げる措置をするとともに、善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

（ 1 ） 雑草の繁茂、野火の発生、種子飛散等の防止

（ 2 ） 残土、ごみ、汚物等の投棄の防止

（ 3 ） 不法占拠等の防止

2 前項の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費は、すべて使用者の負担とし、その費用は請求しないものとする。

(使用上の制限)

第9条 使用者は、使用期間中、使用物件を第2条に定める用途以外に供してはならない。

2 使用者は、使用物件を担保に供してはならない。

3 使用者は、使用物件に次に掲げる建物等を設置してはならない。

(1) 居住を目的とする建物

(2) 航空法(昭和27年法律第231号)第49条第1項に規定する建造物、植物その他の物件

(3) 電波に障害を与える又はそのおそれのある建物又は工作物

4 使用者は、使用物件内において、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 地域住民の適正な利用を妨げる集会等の行為

(2) 特定の個人又は法人その他の団体の活動を行政の中立性を阻害して支援することとなる等、使用物件の公共性又は公益性に反するおそれのある行為

(3) 電波に障害を与える又はそのおそれのある機械器具を搬入する行為

(4) その他飛行場の安定的運用を阻害する又はそのおそれのある行為

5 使用者は、使用物件について現状変更をしようとするとき、又は使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって部局長の承認を受けなければならない。

(使用許可の取消し)

第10条 部局長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の取消しをすることができる。

(1) 使用者が許可条件に違反したとき。

(2) 使用者の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

(3) 使用者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(4) 使用者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(5) 使用者の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(6) 使用者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 部局長は、使用物件を国又は公共団体において、公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要が生じたときは、国有財産法第24条第1項の規定に基づき、使用許可の取消しをすることができる。

3 部局長が第1項の規定により使用許可の取消しをした場合、これにより使用者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

4 使用者は、部局長が第1項の規定により使用許可の取消しをした場合において、国に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(原状回復)

第11条 部局長が使用許可を取消したとき、又は使用期間が満了したときは、使用者は、自己の負担で、直ちに、使用物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、使用許可期間が満了した後、公募により改めて使用を許可された場合その他部局長が特に承認したときは、この限りでない。

2 使用者が原状回復の義務を履行しないときは、部局長は、使用者の負担においてこれを行うことができる。この場合、使用者は、部局長に異議を申し立てることはできない。

(損害賠償)

第12条 使用者は、使用物件の全部又は一部が滅失し、又は損傷したときは、速やかに部局長に通知しなければならない。

2 前項の滅失又は損傷が使用者の責めに帰す事由によるときは、当該滅失又は損傷による損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、前条の規定により使用物件を原状回復したときは、この限りでない。

3 前項に掲げる場合のほか、使用者は、本許可書に定める義務を履行しないため、国に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

4 使用者は、その責めに帰する事由により、第三者に損害を与えたときは、使用期間及び期間終了後においても、自己の負担で、その賠償を行わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第13条 使用許可が取消されたとき、又は使用期間が満了したときは、使用者は、使用物件に投じた改良のための有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還の請求はしないものとする。

(実地調査等)

第14条 部局長は、使用物件について、随時に実地調査し、又は所要の報告を求め、その維持使用に関し指示することができる。

(疑義の決定)

第15条 本条件に関し、疑義のあるときその他物件使用について 疑義を生じたときは、部局長の決定するところによるものとする。

転貸を承認する財産

(1) 区分及び数量：

区分	種目	数量	備考
土地	敷地	m ²	

(2) 転借人の住所及び氏名

(3) 転借人の用途

(4) 転貸期間

自：令和 年 月 日

至：令和 年 月 日

(様式2)

令和 年 月 日

防衛省所管国有財産部局長
近畿中部防衛局長 殿

要望者 住所又は
所在地 _____
氏名又は
名称 _____
担当者 _____
連絡先 _____

国 有 財 産 使 用 許 可 要 望 書

公募公告(年 月 日)の募集について、募集要項の各条項を承知の上で、下記のとおり
要望します。

記

1. 所 在 地 :
2. 区 分 ・ 数 量 : 土地 m²
3. 期 間 : 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
4. 使 用 目 的 :
5. 使用計画の概要 :
6. 設置する施設 :
7. 転貸の予定の有無 : 有 ・ 無
8. 計画図

(様式 3 - 1)

誓約書

私

当社

は、下記 1 に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、使用許可を受けた国有財産の使用にあたっては、下記 2 に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記 3 の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記 1 に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

(1) 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当する者でないこと。

(破産者で復権を得ていない者及び国との契約において不正な行為を行ったことのない者)

(2) 会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更生手続開始の申立をしていない者又は申立をされていない者又は、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立をしていない者又は申立をされていない者であること。

(3) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙様式 4 により変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、使用許可物件を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

(1) 使用許可物件を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ(※1)、政治活動標ぼうゴロ(※2)、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。

(2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合又は転借人からその旨の報告を受けた場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

近畿中部防衛局長 殿

令和 年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

(様式5)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

防衛省所管国有財産部局長
近畿中部防衛局長 殿

申請者 住所
氏名 (代表者)

国有財産使用許可申請書

下記のとおり行政財産を使用したく、関係書類を添付して申請します。

記

1 使用しようとする財産

(1)口座名：小松飛行場周辺地区

(2)所 在：石川県小松市〇〇〇

(3)区分及び数量：

区分	種目	数量	備考
土地	敷地	m ²	

2 使用しようとする理由

3 使用計画 (事業計画)

4 使用しようとする期間

自：令和 年 月 日から

至：令和 年 月 日まで

5 転貸使用とする財産等

(1) 区分及び数量

区分	種目	数量	備考
土地	敷地	m ²	

(2) 転借人の住所及び氏名

(3) 転借人の用途

(4) 転貸期間

自：令和 年 月 日から
至：令和 年 月 日まで

6 その他参考となるべき事項
担当者連絡先（納入告知書送付先）

7 添付書類

- (1) 案内図
- (2) 位置図
- (3) 利用計画図
- (4) 求積図

(様式9)

令和 年 月 日

国有財産返還・原状回復届

防衛省所管国有財産部局長
近畿中部防衛局長 殿

使 用 者
住 所

代表者氏名

令和 年 月 日付、近防企管第 号により国有財産使用許可を受けました下記物件は、令和 年 月 日をもって原状回復のうえ返還致します。

記

- 所在地 :
- 区分 :
- 数量 :
- 上記物件使用開始の
許可番号及び年月日 :
- 返還理由 :
- 添付書類 : 使用許可物件平面図及び位置図、原状回復前後の写真

上記立会いの結果、原状回復について確認しました。

令和 年 月 日

確認者 所属氏名 近畿中部防衛局 企画部 施設管理課